

令和元年会社法改正一対応テキスト

【2021年向けINPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、令和元年の会社法改正に対応させるため、テキスト（INPUT編）の一部改訂を行いましたので、以下の記述に基づき当該テキストをご使用頂きますようお願い致します。

変更箇所は赤字で記載しています。

また、講義動画は、変更部分につき特に説明が必要と判断した部分につき、差替・追加の編集を行っておりますので、併せてご確認頂きたく存じます。動画の差替えを行ったページには、下記ページ冒頭に「動画差替・追加」と表記しています。

なお、令和元年会社法改正のうち、2021年4月1日時点で未施行の論点（令和3年度本試験の出題範囲とならないと予想されるもの）は、今回除外していますので、あらかじめご了承ください。

【テキストⅡ】 P48 動画差替・追加（第3章26-2）

⑤効力発生日（新株予約権者となる日）

割当日をもって、新株予約権者となる(245I)

⇒この日から 2週間以内に本店所在地において登記をする
(911Ⅲ⑩・915I)

【新株予約権の登記事項】

①新株予約権の数
②新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数（注1））
③新株予約権の <u>行使</u> に際して出資される財産の価額又は算定方法
④ <u>金銭以外の財産</u> を当該新株予約権の <u>行使</u> に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の <u>内容及び価額</u>
⑤新株予約権を行使することができる <u>期間</u>
⑥<上場会社のみ> a 取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は会社法236条1項第3号の財産の給付を要しない旨 b 取締役（取締役であった者を含む） <u>以外</u> の者は、当該新株予約権を行使することができない旨
⑦上記②③④⑤⑥のほか、新株予約権の <u>行使の条件</u> を定めたときは、その条件
⑧新株予約権に <u>取得条項</u> を付した場合は、当該事項の <u>内容</u>
⑨募集新株予約権と引換えに <u>金銭の払込みを要しない</u> こととした場合にはその旨
⑩上記⑨以外の場合、募集新株予約権の <u>払込金額</u> （払込金額の算定方法を定めた場合において、 <u>登記の申請の時までに払込金額が確定していないときは、当該算定方法</u> ）（注2）

（注1）新株予約権の名称たる「第〇回新株予約権」は、登記すべき事項として登記しても差し支えない。

（注2）原則的には、払込金額を登記しなければならないとし、例外的に払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないとした（911Ⅲ⑩へー令和元年改正）

※改正前は、募集事項として払込金額ではなく、その算定方法を定めた場合は、登記の申請時までに払込金額が確定したときであっても、その算定方法を登記するものと解されていた。しかし、その算定方法はブラック・ショールズ・モデルに関する詳細かつ抽象的な数式等であり、これを登記するとなると全般的に煩雑で申請人の負担が大きい上、払込金額やその算定方法は、直接、資本金の額に影響を与えるものでもないため、これを新株予約権発行段階から登記事項として公示する必要性は乏しいと指摘されていた。一方、新株予約権発行の透明性を確保すること、及びこれらの登記が新株予約権発行無効の訴えや関係者に対する責任追及の資料となることもあることから、登記事項として削除することも相当でないとされ、上記のような結論とした。

5 社債管理者

(1) 社債管理者の設置

- ① 社債管理者の設置が原則として強制される

※会社以外の法人（ex. 農林中央金庫等）も管理業務を行えるので、従前の「社債管理会社」から、名称変更。

- ② 社債管理者は、社債権者のために債権の弁済を受けたり、償還のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（705I）

ex. 元本及び利息の支払請求・支払請求の訴え提起・破産債権の届出・弁済金の受領。

▼この場合

社債管理者が単独でこれらの権限を行使でき、社債権者集会の決議に基づく必要はない

※これらの権限行使は、社債債権の完全な満足につながる行為であるから。

▼また

各別に社債権者を表示する必要はない（708）

※変動的な多数の社債権者を覚知することは、事実上困難であるから（担保付社債信託90参照）。

「社債の管理」（705）の中には、法律上の権限（法定権限）だけでなく、「社債管理委託契約に基づく約定権限の行使」が含まれる。

- ③ 社債管理者が、以下の行為をする場合は、社債権者集会の決議（特別決議）によることを要する（706I）

※これらの権限行使の効果は、社債権者に重大な影響を与えるから。

a 社債の全部についてする <u>支払の猶予</u>
b <u>債務</u> もしくはその <u>不履行によって生じた責任の免除又は和解</u> （注1）
c 社債の全部についてする <u>訴訟行為</u> （注2）・破産手続・再生手続・更生手続・特別清算に関する手続に属する行為（ただし、 <u>募集事項を決定する際に社債権者集会の決議を要しないとした場合は除く</u> （注3））

（注1）社債発行会社の事業再生の場面等において、社債の元利金の「支払債務」の減免を認める必要がある場合があるが、これが社債権者集会の決議によって全部又は一部免除ができることが明文化された（令和元年改正）

（注2）§705Iに該当しない訴訟行為に限られる。

ex. 元本・利息の支払請求訴訟での訴え取下げ・請求の放棄・和解

（注3）この場合は、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを通知しなければならない（706II）。

- ④ 社債管理者が、起債会社から社債の元利金を受領した場合
→その時点で起債会社の社債元利金支払債務は消滅する

社債権者は、その社債管理者に請求することになる（309II参照）

- ⑤ 社債権者と社債管理者との利益が相反する場合において、社債管理者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるとき
→社債権者集会の申立てにより、裁判所は特別代理人を選任しなければならない（707）

ex. 社債管理者が義務を履行しなかったために社債権者が当該社債管理者に損害賠償を請求する場合

⑥社債管理者の義務（704）

- | |
|---|
| a 社債権者のために、 <u>公平かつ誠実</u> に社債の管理を行わなければならない。 |
| b 社債権者に対し、 <u>善良な管理者の注意</u> をもって社債の管理を行わなければならない。 |

⑦社債管理者が2つ以上ある場合

- a その権限に属する行為は、共同して行なう（709）

※1つの社債管理者の専断を許さない趣旨。

- b 単独で行なっても、その効力は生じない（通説）

⑧社債管理者が2つ以上あり、発行会社から現実の弁済を受けた場合
⇒社債管理者は、社債権者に対し連帯して弁済額の支払義務を負う
（709）

※権限行使が共同してなされるので、支払義務の履行についても連帯性を認めた。 ただし、このような連帯責任が生じるのは、 <u>発行会社から現実に弁済を受けた場合に</u> 限られ、発行会社が弁済をしないときに社債管理者が保証人として弁済義務を負担するものではない。
--

⑨社債管理者が②③の行為をするために必要がある場合

- ⇒裁判所の許可を得て、社債発行会社の業務及び財産の状況を調査することができる（705Ⅳ）

理由

※社債管理者が権限行使の必要性を判断するためには、発行会社の業務及び財産の状況を的確に把握する必要があるため。ただし、調査権の行使が濫用されないように裁判所の許可を要求した。

（2）社債管理者の設置が強制されない場合

①各社債の金額が1億円を下らない場合

⇒かなり大口の社債

②ある種類の社債の総額を当該種類の各社債の金額の最低額で除して得た数が50未満である場合（施規169）

$$\frac{\text{社債の総額}}{\text{最低額}} < 50$$

⇒社債権者が50人未満（特定の少人数だけを相手にしている）

理由

※このような場合の社債権者は金融機関等の機関投資家であって、一般公衆ではない。 ゆえに、各自が専門的知識を有しており、その管理も自力行えるため。

(3) 社債管理者の資格 (703)

①銀行
②信託会社
③法務省令で定める者

(4) 社債管理者の辞任 (711)

以下の場合、社債管理者は辞任できる。

① 社債発行会社及び社債権者集会の同意を得た場合

⇒この場合において、他に社債管理者がないときは、当該社債管理者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理者を定めなければならない(Ⅰ)

※社債管理の委託契約は、民法上の委任契約に該当するため、受任者の一方的意思表示によって辞任が認められる(民法651Ⅰ)は <u>ず</u> であるが、社債管理者は社債の管理という重要な事務を行うことから、その辞任につき一定の制限を設けた。 社債権者集会の同意：普通決議(724Ⅰ)＋裁判所の認可(734Ⅰ)
--

② 委託にかかる契約に定めた事由がある場合

⇒上記①の同意は不要

e x. 「本社債の社債権者との利益が相反する場合その他正当な事由がある場合」

ただし、当該委託契約に事務を承継する社債管理者に関する定めがないときは、辞任できない(Ⅱ)

※社債管理者が不在となる事態を避けるため。ゆえに、委託契約をする上で辞任の事由のみを定めても意味がないことになる。

③ やむを得ない事由がある場合において、裁判所の許可を得た場合

⇒上記①の同意は不要(Ⅲ)

e x. 社債管理者の財務状況が著しく悪化した場合

(5) 社債管理者の解任 (713)

以下のいずれかの場合は、社債管理者は、社債発行会社 o r 社債権者集会の申立てがあるときに裁判所により解任される

①社債管理者がその <u>義務に違反</u> したとき

②その事務処理に <u>不適任</u> であるとき

③その他 <u>正当な理由</u> があるとき

※社債管理の委託契約は、民法上の委任契約に該当するため、委任者の一方的意思表示によって解除が認められる(民法651Ⅰ)は <u>ず</u> であるが、社債管理者は社債の管理という重要な事務を行うことから、その解任につき裁判所の決定に委ねた。
--

解任についての裁判をする場合には、社債管理者の陳述を聴かなければならない(870Ⅰ②)

(6) 社債管理者の事務の承継 (714)

- ① 以下のいずれかの場合は、社債発行会社は、事務を承継する社債管理者を定め、社債権者のために社債の管理を行うことを委託しなければならない。

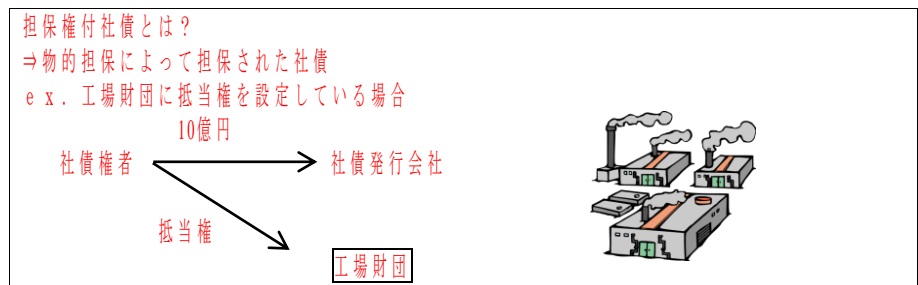
a 社債管理者の <u>資格 (703) を有する者でなくなった</u> とき
b やむを得ない事由があり裁判所の許可を得て <u>辞任</u> したとき
c <u>解任</u> されたとき
d <u>解散</u> したとき

- ② この場合、社債発行会社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なくこれを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可を申し立てなければならない。

(7) その他

① 受託会社

- a 担保付社債信託法の適用のある担保付社債の場合は、受託会社を置かなければならない (担社2)



- b 会社法上の社債は無担保であり、受託会社の設置は任意

	担保付社債	無担保社債
受託会社設置	義務	任意

- c 無担保社債につき、受託会社を設置した場合は、社債募集事務 (社債の払込等)を行わせる。

この社債募集事務は、社債管理者もできるが、社債発行「後」の社債管理事務は、必ず社債管理者が行う。

- 募集事務：社債管理者 o r 受託会社
- 管理事務：社債管理者

- d 担保付社債につき設置された受託会社は社債の管理を行い、担保付社債信託法に特別の規定がある場合を除き、会社法上の社債管理者と同一の権限を有し義務を負う (担信35)

② 社債管理者による取消しの訴え（865）

- a 発行会社が ある社債権者 に対して行なった弁済・和解・その他の行為が 著しく不公正 な場合
⇒ 社債管理者 は、訴えをもって その行為の取消を請求できる（865）

※本来、すべての社債権者が利益共通関係に立っているにもかかわらず、ある者だけが抜け駆けし、優遇されるのは不当であるから。

民法の詐害行為取消の訴えに類似するが、発行会社の意思、すなわち 他の債権者を害することを知っていた という主観的要件は不要。

ただし、受益者・転得者 がその当時、当該行為が著しく不公正であることを 知らない ときは取消しを請求することができない。

- b 個々の社債権者 は提訴権者となることはできない

※原告適格は、社債管理者（865Ⅰ）・代表社債権者・決議執行者（865Ⅲ） に限定しているから。
なお、社債管理補助者は提訴権者に含まれていない。

- c 提訴期間

ア 取消しの原因である事実を知ったときから 6ヵ月
イ 行為のときから 1年内

6 社債管理補助者－令和元年改正

（1）社債管理補助者の設置

- ① 社債管理者の設置が強制されない場合に、会社は 社債管理補助者 を置くことができる（714の2・702ただし書）

※社債管理者は、裁量の広範な権限を適切に行使しなければならないことから、そのなり手を確保することが困難であり、またコストも高くなるため、会社は例外規定（702ただし書）に基づき、これを定めないことが多いと指摘されていた。一方、社債の債務不履行が発生し、倒産手続において、各社債権者が自ら債権届出等を行うにつき混乱が生じていたことから、第三者が社債権者のために社債の管理を補助することができるようにすべきであると指摘されていた。社債管理補助者は、社債権者による社債管理を補助する者であり、社債権者が自ら社債の管理を行うことを前提とするため、社債管理補助者を置くことできるのは、社債管理者の設定が強制されていない場合（各自が専門的知識を有しており、その管理も自ら行える）とされている。なお、社債管理者の設置が強制されていない場合に任意に社債管理者を定めることができるのは従前どおり。

- ② 担保付社債 の場合は、社債管理補助者を置くことができない（714の2ただし書）

※受託会社が社債の管理を行い、社債権者が自らこれを行うことは想定されていないため、社債権者が自ら社債の管理を行うことを前提とする社債管理補助者の制度は利用できない。

- ③ 会社が社債管理補助者となる者に社債の管理の補助を行うことを委託する 委託契約 によって設置される（設置は 任意）。

④ 社債管理者との委託契約又は担保付社債の信託会社との委託契約の効力が生じた場合

⇒ 社債管理補助者との委託契約は終了する（714の6）

※以後は、社債権者ではなく、社債管理者又は受託会社が当該社債の管理を行うことになるため。

⑤ 社債管理補助者を定めることとする場合

⇒ a 社債管理者を定めないこととする旨及び b 社債管理補助者を定めることとする旨をいずれも社債発行の募集事項として定めなければならない
(676条7号の2・8号の2)

※社債管理者を定めることを要しない場合においては、社債管理者又は社債管理補助者のいずれかを任意に定めることができるが、両者が混同されることを防ぐ観点から、上記 a b の双方を募集事項として定めなければならないこととした。募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものであるときも、同様の事項を定めなければならない(238I⑥・676⑦の2・⑧の2)

また、募集社債の引受けの申込みをしようとする者に対して、これらを通知しなければならない(677I②)

⑥ 社債管理補助者の権限（714の4）

a 法定権限（委託契約の定め不要・社債権者集会の決議不要）

ア破産手続・再生手続・更正手続への <u>参加</u> （ <u>第三者の申立て</u> によって開始された各手続において <u>債権の申出等を行う</u> こと）
--

イ強制執行・担保権の実行の手続における <u>配当要求</u>

ウ清算手続における <u>債権の申出</u>

b 約定権限（限定列举ではない）

⇒ 委託契約に定める範囲内において権限を有する

ア社債に係る <u>債権の弁済を受ける</u> こと

イ社債に係る <u>権利の実現を保全</u> するために必要な <u>裁判上・裁判外の行為</u> をすること（上記 a 及 b アを除く）（注1）
--

ウ社債の全部についてする <u>支払の猶予・債務</u> もしくはその <u>不履行によって生じた責任の免除又は和解</u> （エの行為を除く）（注2）
--

エ社債全部についてする訴訟行為又は破産手続・再生手続・更正手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為（上記 a 及び b ア～ウを除く）（注2）

オ社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為（注3）
--

（注1）社債の全部（同一種類の社債全部の意味）についてする支払請求・強制執行・仮差押・仮処分・訴訟行為・破産手続・再生手続・更正手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為については、社債権者集会の決議（普通決議）が必要（714の4III①）

※社債管理補助者も社債管理者と同様に公平義務を負うことから、同一種類の社債権者の一部のために行為をすることはできない。

（注2）社債権者集会の特別決議が必要（714の4III②・II③・724II②）

（注3）社債権者集会の普通決議が必要

c 社債管理補助者は、資本金等の額の減少・組織変更・合併・会社分割等について社債発行会社から催告を受ける権限を有する（740Ⅲ）。ただし、異議を述べることはできない（Ⅱ参照）。

- ⑦ 社債権者と社債管理補助者との利益が相反する場合において、社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるとき
⇒社債権者集会の申立てにより、裁判所は特別代理人を選任しなければならない（714の7・707）

e x. 社債管理補助者が義務を履行しなかったために社債権者が当該社債管理補助者に損害賠償を請求する場合

⑧ 社債管理者の義務（704）

a 社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならない。

b 社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理の補助を行わなければならない。

- ⑨ 社債管理補助者が社債権者を代理して裁判上又は裁判外の行為を行う場合、各別に社債権者を表示する必要はない（頭名不要－714の7・708）

※変動的な多数の社債権者を覚知することは事実上困難であり、多数の社債権者をすべて表示することは煩雑であるため。

⑩ 社債管理補助者が 2名以上ある場合

a 各自、その権限に属する行為をしなければならない（714の5Ⅰ）

※社債管理補助者の業務は、社債管理者に比べその権限に裁量の余地が限定されていることから、当該権限の行使を他の社債管理補助者と共同して行う実益に乏しく、かえって迅速かつ円滑な事務の遂行を妨げるため。

c f. 社債管理者は、「共同して行う。」（709）

b 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する場合であって、かつ、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うとき
⇒それぞれ連帯債務者となる（714の5Ⅱ）
※社債権者を保護するため。

（2）社債管理補助者の資格（714の3・703）

① 銀行

② 信託会社

③ 法務省令で定める者（e x. 弁護士・弁護士法人）

(3) 社債管理補助者の辞任（714の7・711）

以下の場合、社債管理補助者は辞任できる。

① 社債発行会社及び社債権者集会の同意を得た場合

⇒この場合、当該社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならない。

※社債管理者の辞任の場合と異なり、事務を承継する社債管理補助者を定めるにあたり、「他に社債管理補助者がいないときは」という要件がない。社債管理補助者は、2名以上ある場合でも各自がその権限を行使する（714の5 I）こととなっているため、他に社債管理補助者がいるか否かにかかわらず定めることが要求されている。

社債権者集会の同意：普通決議（724 I）＋裁判所の認可（734 I）

② 委託にかかる契約に定めた事由がある場合

⇒上記①の同意は不要

e x. 「本社債の社債権者との利益が相反する場合その他正当な事由がある場合」

ただし、当該委託契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがないときは、辞任できない（714の7・711 II）

※社債管理補助者が不在となる事態を避けるため。ゆえに、委託契約をする上で辞任の事由のみを定めても意味がないことになる。

③ やむを得ない事由がある場合において、裁判所の許可を得た場合

⇒上記①の同意は不要（714の7・711 III）

e x. 社債管理補助者の財務状況が著しく悪化した場合

(4) 社債管理補助者の解任（714の7・713）

以下のいずれかの場合は、社債管理補助者は、社債発行会社 o r 社債権者集会の申立てがあるときに裁判所により解任される。

① 社債管理補助者がその義務に違反したとき

② その事務処理に不適任であるとき

③ その他正当な理由があるとき

解任についての裁判をする場合には、社債管理補助者の陳述を聴かなければならない（870 I ②）

(5) 社債管理補助者の事務の承継 (714の7・714)

① 以下のいずれかの場合は、社債発行会社は、事務を承継する社債管理補助者を定め、社債権者のために社債管理の補助を行うことを委託しなければならない。

※社債管理補助者の有無は、社債権者による社債の管理の方法等に影響を与えるものであるから。

a <u>社債管理補助者の資格(714の3)を有する者でなくなったとき</u>
b やむを得ない事由があり裁判所の許可を得て <u>辞任</u> したとき
c <u>解任</u> されたとき
d <u>死亡</u> し、又は <u>解散</u> したとき (注)

(注) 社債管理者は法人であることが想定されているが(703・施規170)、社債管理補助者は自然人であることも想定されるため、死亡も含まれている。

② この場合、社債発行会社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なくこれを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可を申し立てなければならない。

7 社債権者集会

(1) 権限・決議事項

① 以下の2つの事項に限られる(716)

a 会社法が定めた事項
b 社債権者の利害に関する事項

上記bについて、裁判所の許可を得て、決議できる旨の規定は廃止(平成17年改正)

理由

※決議事項を限定したのは、多数決の濫用の弊害を防止するためであったが、決議後には、裁判所の認可が要求されており、二重の審査を要求することは、過剰な規制であると指摘されていた。

② 社債権者集会は、同じ種類の社債権者で構成される。

(2) 招集

① 必要に応じて随時 (717 I)

※会社の機関ではないので、定時に開催される必要はない。

② 招集者 (717 II・718 I)

a 発行会社
b 社債管理者 (注1) ※社債権者の法定代理人として、必要に応じて招集できる権限が認められる。
c 少数社債権者 (<u>社債総額の10分の1以上</u>) (注2)

(注1) **社債管理補助者**は、以下の場合に限り、社債権者集会を招集することができる (717 III)

- | |
|--|
| ・社債権者から社債権者集会の招集の請求を受けた場合 (718 I) |
| ・辞任するにあたり社債権者集会の同意を得るため必要がある場合 (714の7・711 I) |

※社債権者集会の招集には、会議の目的たる事項や日時等を定めなければならない、広範な裁量をもって社債の管理を行う社債管理者と異なり裁量の限定された権限のみを有する社債管理補助者がこれらの事項を定めなければならないとするは相当ではないため、上記2つの場合に限られる。

(注2) 社債総額の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は、**社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者**に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる (718 I)

「社債総額」 (717 II)

- | |
|---|
| ・償還済の額は除く |
| ・社債発行会社が有する <u>自己</u> の当該種類の社債の金額の合計額は算入しない |

ア以下の場合は、社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に対し、社債権者集会の招集を請求した社債権者は、裁判所の許可を得て、自ら社債権者集会を招集することができる (717 III)

- | |
|---|
| 1 招集の請求後 <u>遅滞なく</u> 招集の手続が行われない場合 |
| 2 招集の請求があった日から <u>8週間以内</u> の日を社債権者集会の日とする社債権者集会の招集の通知が発せられない場合 |

イ **無記名**社債の社債権者から招集請求又は招集する場合

⇒ **社債券**を発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に提示しなければならない (718 IV)

※無記名社債の社債権者は、社債原簿に氏名又は名称及び住所が記載・記録されていないため。ただし、社債券を供託することは要求されていない。

③招集通知

- a 社債権者集会を招集するには、招集者は、以下のものに対して、書面をもって、その通知を発しなければならない（720 I）

ア 知っている社債権者
イ 社債発行会社・社債管理者
ウ 社債管理補助者があるときは、社債管理補助者

- b 社債権者集会の日の **2週間前**（公開会社・非公開会社問わず）までに招集通知を発する。
- c **招集通知を受けるべき者の承諾**を得て、**電磁的方法**により通知を発することもできる（Ⅱ前段）
⇒書面による通知を発したものとみなされる（Ⅱ後段）
- d 社債発行会社が、**無記名式**の社債券を発行している場合
⇒招集者は、社債権者集会の日の **3週間前**までに、社債権者集会を招集する旨及び招集事項を **公告**しなければならない（Ⅳ）

※無記名社債の社債権者は、社債原簿に氏名又は名称及び住所が記載・記録されていないので、個別的な通知が行えないため。

【公告方法】（Ⅴ）

招集者	社債発行会社	当該社債発行会社における公告方法
	上記以外	当該招集者の公告方法が 電子公告 であるときは、 官報 ※

※招集者の公告の便宜

e 振替社債

- ⇒口座振替機関を通じて知らされるものと解される
※振替社債の社債権者も、社債原簿に氏名又は名称及び住所が記載・記録されていないため。

- f 社債権者集会の **延期**又は**続行**が決定された場合
⇒別途、招集決定及び招集通知を発する必要はない（730）

※延期・続行は議事それ自体ではなく、議事運営に関する事柄にすぎないため。
必要に応じて、普通決議で延期・続行を決定すれば足りる。

(3) 決議

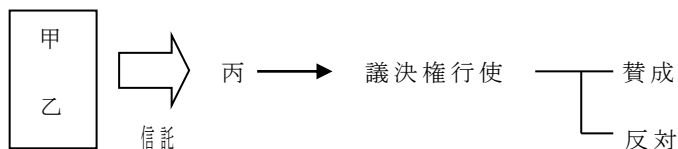
① 議決権

社債権者は、社債権者集会において、その有する当該種類の社債の金額の合計額（償還済みの額を除く）に応じて、議決権を有する（723 I）

⇒「償還済みの額を除く」というのが平成17年改正であり、議決権算定を残存債権額を基準にすることとした

② 不統一行使 ○

※社債についても信託が利用される場合があるから、名義上の社債権者が、実質上の社債権者の意向に従って議決権を行使できるようにするため。



③ 自己社債については、議決権行使不可

※自己株式について議決権行使ができないのと同じ。

④ 無記名社債の社債権者が議決権行使をする場合

⇒社債権者集会の1週間前までに、その社債券を招集者に提示しなければならない（723 III）

※無記名社債の社債権者は、社債原簿に氏名又は名称及び住所が記載・記録されていないため。ただし、社債券を供託することは要求されていない。

⑤ 社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案（社債管理補助者にあつては714の7において準用する711 Iの社債権者集会の同意をすることについての提案）をした場合において、当該提案につき議決権を行使することができる社債権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の決議があったものとみなす（「決議省略」735の2 I - 令和元年改正）

⑥ 書面投票・電子投票

a 社債権者集会に出席しない社債権者は、書面によって議決権を行使することができる（726 I） - 書面投票

※遠隔地の社債権者も議決権を行使できるようにするため。

これは社債総額や議決権を行使できる社債権者の数の多寡にかかわらず認められる。

c f. 株主総会：議決権を行使することができる株主が1000人以上の会社以外は、取締役又は取締役会が任意にこれを認めるか否かを決定する。

b 招集者の承諾を得た場合は、電磁的方法により議決権を行使することができる（727 I）

⑦ 代理人による議決権行使OK

※遠隔地の社債権者も議決権を行使できるようにするため。

- ⑧ 社債発行会社・社債管理者又は社債管理補助者は、その代表者もしくは代理人を社債権者集会に出席させ又は書面により意見を述べることができる(729I)

※社債発行会社は社債の元金支払の義務を負う債務者として、また、社債管理者・社債管理補助者は社債権者の利益を保護する義務を負う者として社債権者集会の決議に重大な利害関係を有することから、社債権者集会に関与できる権利を与えた。

社債権者集会又は招集者は、必要があると認めるときは、社債発行会社に対し、その代表者又は代理人の出席を求めることができる(729II 社債権者集会が、これを行う場合は、その旨の決議が必要(729IIただし書))

※社債発行会社は、社債権者にとって利害のある事実(ex. 会社の資産状況)を知っている立場にあるので、社債権者集会or招集者の側から出席を求めることができることにした。

- ⑨ 招集者は決議後 1週間以内に決議の認可を裁判所に請求する
⇒決議はこの認可によって、効力を生じる(734)

理由

※社債権者集会の決議は、支払いの猶予・債権の一部放棄等社債権者に譲歩を強いる内容であることが多いので、素人の債権者が集って、瑕疵のない決議がなされたか後見的に裁判所が判断する。

この裁判所の認可又は不認可の決定があった場合
⇒社債発行会社は、遅滞なくその旨を公告しなければならない(735)

※社債権者集会の決議がその種類のすべての社債権者に効力を生ずる(734II)ためであり、また、転々流通されることが予定されている社債券のもとでは、社債権者だけでなく、その譲受人にも利害関係ある事項を知らせるため。

上記⑤の社債権者集会の決議があったものとみなされる場合(735の2I)は、裁判所の認可を受けることを要しないで、その効力を生じる(IV-令和元年改正)

※議決権を行使することができる社債権者全員の同意があったときは、裁判所の認可を受けることを要しないとしても、社債権者の保護に欠けることはないため。なお、裁判所の認可は不要となるが、734II(下記⑩-社債権者集会の決議は、当該種類の社債を有するすべての社債権者に対してその効力を有する)は適用されるため、議決権を行使することができない社債権者に対しても当該みなし決議の効力は生じることになる。

- ⑩社債権者集会の決議は、当該種類の社債を有するすべての社債権者に対して、その効力を有する(734II)

⇒∴決議に反対した者・集会欠席者・決議後に社債を譲り受けた者も、社債券にその旨が記載されているか否かにかかわらず、当該決議に拘束される

- ⑪ 社債権者集会は、1人又は2人以上の代表社債権者を選任して、その者に決議すべき事項の決定を委任できる(736I)

代表社債権者に選任されるためには、社債総額（償還済みの額を除く）の1000分の1以上を有していなければならない。

理由

※社債権者は多数で分散しているので、社債権者集会を頻繁or迅速に開催することが困難であるから。また、社債権者は大衆投資家からなっているため、高度の判断力を有しているとはいえず、社債権者集会は細目を決定することにも適さないため、代表者が総社債権者の意思を決定することが便宜であり、適切であるといえる。
株主総会ではこのような決議は認められていない。

- ⑫ 決議された事項の執行(737) e x. 支払猶予・責任の免除・和解の承認

社債権者集会の決議で選任された執行者（社債権者以外でもOK）

▼ 選任がないとき

社債管理者（社債管理者がある場合）

社債管理補助者（社債管理補助者がある場合）（注）

▼ これらもなければ

社債権者集会で定めた代表社債権者

（注）社債管理補助者がある場合において、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議があったとき

- ⑬ 社債権者集会の決議には、決議取消・無効の訴えなし

※社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない(734I)として、裁判所の関与があるので、これらの訴えを認める必要がないから。

- ⑭ 普通決議・特別決議

a 普通決議

出席した議決権者（議決権を行使することができる社債権者）の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意(724I)

※定足数の定めがない点で、株主総会の普通決議と異なる。

b 特別決議

議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意(724II)

【社債権者集会と株主総会の対比】

	社債権者集会	株主総会
決議事項	会社法に規定がある事項のほか、 <u>社債権者の利害に関する事項</u>	会社法に規定する事項及び組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項（取締役会設置会社においては、会社法及び定款で定めた事項）
招集時期	必要がある場合には、いつでも、招集することができる	定時総会：毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない 臨時総会：必要がある場合には、いつでも、招集することができる
原則的招集権者	<u>社債発行会社</u> or <u>社債管理者</u>	取締役会非設置会社：取締役が招集を決定し執行する 取締役会設置会社：取締役会の決定に基づいて、代表取締役・代表執行役が招集する
招集の公告	無記名式の社債券を発行している場合には、社債権者集会の日の <u>3週間前までに、公告</u> しなければならない（720Ⅳ）	
無記名社債の議決権行使	無記名社債の社債権者が議決権を行使するには、社債権者集会の <u>1週間前までに招集者</u> に対して社債券の提示を要する（723Ⅲ）	
普通決議	出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意（724Ⅰ）	原則として、議決権を行使することができる株主の議決権の <u>過半数</u> を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の <u>過半数以上</u> の多数
特別決議	議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の <u>3分の2以上</u> の議決権を有する者の同意（724Ⅱ）	原則として、議決権を行使することができる株主の議決権の <u>過半数</u> を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の <u>3分の2以上</u> の多数
決議の効力発生	決議は当然には効力は生ぜず、 <u>裁判所の認可</u> を要する	決議は当然に効力を生じる
決議取消・無効	決議取消し又は不存在・無効確認の訴えの制度なし	決議取消し又は不存在・無効確認の訴えの制度があり
議決権の帰属	その有する種類の社債の金額の合計額（ <u>未償還分のみ</u> ）に応じて有する	原則として1株1議決権
共通事項	①議決権の代理行使 ②書面又は電磁的方法による議決権行使 ③ <u>社債権者 or 株主全員が同意の意思表示をしたときの決議省略</u> ④議決権の不統一行使 ⑤自己社債（自己株式）については議決権なし ⑥延期・続行の決議 ⑦議事録の作成 ⑧参考書類・議決権行使書面の交付 ⑨株主等の権利に行使に関する贈収賄罪	